

研究運営委員会（委員五十音順）

委員長 岡部明子

委員 秋元孝之、蟹澤宏剛、小伊藤重希子、
後藤治、齊藤広子

総評

今回で第47号となる『住総研 研究論文集・実践研究報告集』は、新型コロナウイルスの感染拡大で研究及び実践活動を十分に行うことが出来ないという理由で、提出を見送った論文が16編あった。このような異例の事態を受け、本号は、14編の研究論文と2編の実践研究報告の計16編の掲載となった（前号は27編）。掲載された16編の内訳は、①2018年度に助成を受けた27編のうち、研究運営委員会で認めた主査からの期間延長申請5件（内訳：主査の自己都合による期間延長3件と住総研創立70年記念として実施した第2回「選奨報奨杯」（2019年度の研究・実践助成募集で終了）対象者2件）と②2019年度に助成を受けた26編のうち、研究運営委員会で認めた主査からの期間延長申請15件（内訳：新型コロナによる期間延長14件と留学による期間延長1件）を除く、11編である。掲載された論文のうち、2018年度重点テーマ「おとなのための住まい学」に係わるものは該当がなく、2019年度重点テーマ「シェアが描く住まいの未来」に係わるものは2編であった。

この研究論文・実践研究報告評（以下、評）は、審査に先だて、主担当委員及び副担当委員が原案を作成し、研究運営委員会で、1編ずつ主担当委員及び副担当委員から説明の後、全員で内容を議論し、その意見も踏まえながら加筆修正を加えながら作成している。全委員の意見が取り入れられた評は、各主査に返送される。評に関して主査から質疑が寄せられた場合は、主担当委員並びに副担当委員が再度検討し必要に応じて修正する道筋も確保されている。また、主査に対して、評で補筆や部分的な修正が求められた場合には、新たな修正原稿を提出する必要がある。主担当委員並びに副担当委員は、修正原稿の内容を確認するとともに、『住総研 研究論文集・実践研究報告集』への掲載の可否についても再度検討し、研究運営委員会で最終判断を行うことになる。このシステムは、独自の査読論文システムといえるものであるが、この評が研究論文・実践研究報告集と合わせて掲載されるのも本財団の独自の仕組みであり、それぞれの研究や実践活動がより発展させられることを期待して本助成の初期から採用されている。こうした、研究論文・実践研究報告の、綿密な審査の仕組みにより住総研の論文は高い評価を得て、多くの大学で審査付き論文として扱われている。

今年度提出された研究論文および実践の研究報告を委員会全員で読み議論を経て俯瞰してみると、「住生活の向上」に実に多方面からの貢献がなされたといえる。例年より掲載論文・報告は少ないが、総じて読み応えのある論文および報告だった。それぞれの主査・

委員の研究・実践への労をねぎらいたい。

総じて、分析・考察の正確性や緻密性が成果の充実に結びついていることが伺えた半面、学術的な成果に透けて見えるはずの、主査および委員の「住まいの哲学」に物足りなさが残った。助成申請内容から予想以上の成果が認められたものがあつた一方、中間段階での報告に対する研究運営委員会からの助言が研究の質向上につながったかどうか、残念ながら疑問の残るものもあつた。

住生活にかかる学術的成果のなかには、実践活動と不可分なものがあるとの認識から、住総研は一般的な学術的研究に加えて、学術的貢献をとまなう実践活動を助成の対象としている。今回、コロナ禍の影響を受けながらも掲載に至った実践研究報告は、いずれも活動内容を適応させていた。人との接触を控えなければならない状況になって新たに見えてきた課題のみならず可能性が示された点は特筆に値する。今後とも、想定していなかったこの事態を、研究・実践とも新たな展開につなげていただきたい。

今年度は下記の2編が「研究・実践選奨」に選出された。いずれも内容が濃く、今後の発展性が大いに見込めるものとして高い評価がなされた。また、選奨には及ばないが十分評価に値する論文として「研究・実践選奨 奨励賞」に1編が選ばれた。今回の受賞によって研究・実践活動にはずみがつき、よりスケールの大きな活躍に今後つながることを願っている。

「住総研 研究・実践選奨」受賞論文

（※受賞論文の評は、「住総研 研究・実践選奨」および「住総研 研究・実践選奨 奨励賞」受賞評を参照）

No.1923 土地公的活用領域図の作成と私有地の公的な活用の実践—福島県国見町貝田地区を対象として—
主査 矢野 拓洋 （実践／重点テーマ）
委員 前芝 優也

No.1813 昭和戦前期の建築構法・生産の変遷に関する産業史的研究
（研究／自由テーマ）

主査 松本 直之
委員 藤田 香織、宮谷 慶一、松村 秀一、
熊谷 亮平、権藤 智之、今田 多映

「住総研 研究・実践選奨 奨励賞」受賞論文

No.1918 白樺派と近代日本の住宅建築—『我孫子コロニー』の白樺派作家に見られる住居観の影響関係—
主査 野口 修 （研究／自由テーマ）
委員 加藤 詞史

研究 No. 1906

主査 落合 陽

鋼板挿入ドリフトピン接合部における割裂破壊耐力推定法の提案—大規模木造建築の設計法確立へのアプローチ—

今後ますます需要が大きくなる中大規模木造建築の最も一般的な仕口接合方式である鋼板挿入ドリフトピン接合部の破壊耐力推定法に関する重要な研究である。従来、その割裂破壊のメカニズムに関しても明らかでない部分が多く、木構造研究分野において先導的である本研究グループに対する期待は大きい。

本助成研究では、実験により既往の理論を応用した鋼板挿入ドリフトピン接合部における繊維方向荷重時の割裂破壊耐力推定法を提示するために樹種(杉・桧)、ドリフトピン径、縁距離、材厚を変数として実験検証が行われた。結果、著者らの推定式と実験値は概ね 30%以内程度の誤差に収まることが提示された。ただし、杉では推定値が過大であり、材厚が大きい部材では推定値が過小になる傾向が読み取れる結果であった。

杉については、推定値が実験値を上回る傾向が強い結果であることから、さらなる検討が必要であろう。桧に関しては、概ね安全側であるので実設計に用いることもできそうであるが、実建物に即した 120 ミリ以上の材厚におけるの誤差の縮小が課題である。

本研究はドリフトピンの曲げ変形を考慮することで、汎用的に実際の接合部にも適用可能である点が重要である。また、杉、桧は日本の人工林の大半を占める樹種であり、こうした研究により活用が進むことにも期待が持てる。継続的な研究を期待したい。

研究 No. 1911

主査 佐藤 由美

都市圏の特性に対応した郊外公営住宅団地の活用・再生

3 地方都市(堺市、射水市、鹿児島市)郊外の公営住宅団地のおかれた状況と課題を明らかにする研究である。調査した結果を分析し、地方都市郊外の公営住宅団地について、以下3つの論点を抽出している。

第1は、縮退の進む郊外にあって立地適正化計画などで拠点と位置付けられることによる「団地核」としての役割を指摘している。第2に、公営住宅団地の役割を低収入世帯向けの民間賃貸住宅市場と統合的に検討している。公営住宅供給で完結したあり方を論じるものが多いなかで、民間で供給されるものも含めて分析するのは重要な視点であるが、もう一步踏み込んで民間の住宅供給のあり方も含めた提案に今後発展することを期待している。第3は居住世帯とコミュニティの特徴から柔軟な管理手法を提案している。

次のステップとして、それぞれの論点について、全国の先進事例などをもとにシナリオというかたちであり方を示している。これらのシナリオを組み合わせ、調査対象の3地方都市について郊外の公営住宅団地の担うべき役割を提案している。地方都市の公営住宅団地を研究している3人が、それぞれ対象としている都市について、3つの論点とシナリオを共有した上で、総合的に考察することによって、地方都市における共通課題とそれぞれの違いを明らかにすることができた点を評価したい。

とくに、第1の論点である縮退局面で市街地の集約を計画的に進めるにあたり、郊外の公営住宅団地が「団地核」として新たな役割を担うようになっている点に着目した意義は大きい。市街地の縮退は、地方都市において大都市より先行している状況にあり、今後、大都市郊外において見込まれる本格的な縮退に対して、有用な示唆を与える可能性に大いに期待している。

研究 No. 1912 主査 鈴木 真歩
建築家・佐藤功一による学生寮の建築技術に関する研究—住み継ぎに求められる長寿命性の検証—

本研究は、日本女子大学に現存する築約 100 年の「明桂寮」(1927 年竣工、佐藤功一設計、清水組施工)に関して、設計手法や意匠の特徴、構造計画、当時の施工方法等を提示し、加えて、現在の保存状態を調査して今後の利活用策を提示しようというものである。

本助成を活用しての研究としては、まず、本研究グループにより発掘された新資料と既往文献により、明桂寮の計画や意匠に関する歴史的な位置づけと価値に関する考察である。これにより、同建物は、従来にならぬ新規性に富む平面計画であり、それが、当時の先進的な日本女子大学の教育を表現したものであること、また、外観のイタリアネイト様式は日本で類例がなく、さらに、「セセッション的手法」の実際がわかる貴重な事例であることが提示されている。

次に、当時の施工技術に関する調査であるが、明桂寮での調査から得られた僅かな痕跡と文献がしっかりと参照され、RC 建築黎明期の技術について、しっかりと検証されている。保存状態の調査に関しては、鉄筋の腐食状況、中性化深さなどに加え、かぶり厚、含水率など多面的な検討がなされている。耐震診断は、地下 1 階(診断上は地上階)に関しては耐震性能を満足していない結果が示された。設定された仮定・モデルとも適切であり、偏心等の結果考察も妥当であり、また、当時の施工技術の観点などは独自性がある。

最後には、明桂寮の保存については、現実性のある方策が詳細に検討されている。建物を安全に利活用するためのハードルが低くはない結果であったが、本研究により整理された問題点と解決のための具体的方法論は貴重な成果である。初期の貴重な RC 建築が次々に失われていく中、この研究が関係者の建物価値の再認識と保存に係る議論の契機になることを期待したい。

研究 No. 1913 主査 谷下 雅義
住宅着工統計にみる東日本大震災からの住まいの再建

東日本大震災からの住まいの復興を定量的に分析する研究である。津波被災を受けた岩手県の宮古市以南から宮城県の東松島市までの沿岸市町村を対象として、各地域における住まいの再建に着目し、被害の大きさと復旧・復興の方式の整理を行った上で、市町村単位の自力再建世帯数の推定、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業の事後評価、地区別の人口・世帯数変化に関する詳細な分析を行っている。補修で加算支援金を受け取った割合が高い市や町では、全壊の割合が相対的に低く自力再建比率も高いこと、防災集合移転において大規模で工期が長いと空き区画比率が高いこと、事業費を多く投入しても人口減少を抑制することはできないことなどの多くの貴重な知見を得ている。

また、「早い」「安い」住まいの再建が重要であるとして、今後検討すべき施策案として、災害間の土地利用規制・誘導、被災後の災害危険区域指定、再建支援・住宅供給手法の観点からの見解を示していることは評価できる。例えば、災害リスクの高い土地からの撤退に関しての、ハザードマップ提示や地震保険強制化などの規制・誘導策は、実効性が高い提案と考えられる。住民と行政の利害調整に関して更なる課題があることも示しており、日頃より地区コミュニティの強化が求められるとしている。今後の大規模災害からの復旧・復興に関する知見をさらに充実させるために、現時点で得られているデータをさらに経年した後のものと比較すると良いのではないだろうか。

全体を通してのことだが、他の参考文献からの引用を丁寧に示している一方で、著者らの見解がストレートに伝わってこない印象がある。この研究を通じて得られた知見をもとにした著者らの主張を積極的に示す工夫があるとよりよい報告になったであろう。また、大変貴重な研究成果が得られているのだが、如何せん文章や図表などを含む論文自体が読みづらい印象を受けたのが少々残念であった。

近年頻発している大規模災害時等に避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされる場合に、被災者の健康状態を維持することが極めて重要な課題となる。本研究では、体育館や公民館が避難所に転用されるケースや、災害直後に停電等が発生して自宅であっても冷暖房が使用できないケースを想定した睡眠実験を行うことで、現実的な検証を行っている。外気条件が極端ではなく冷暖房器具を使用せずに生活できると考えられる春や秋の中間期には、避難所模擬環境として大学体育館、普段の睡眠場所として自宅を利用して、被験者による睡眠実験を行っている。

また、夏期には冷房使用の有無の睡眠に対する影響を評価するために、実験住宅において被験者による睡眠実験も実施している。さらにはサーマルマネキンを用いて、避難時に使用する寝具である救助用毛布や布団の断熱性能を定量評価している。気温、湿度などの温熱環境や、皮膚温、直腸温、睡眠変数などの生理反応、睡眠前後の温冷感や睡眠感などの主観申告を詳細に調べている。中間期における睡眠実験では、体育館で救助用毛布 4 枚のみを寝具として使ったことが皮膚温の低下度に影響を与えていたことが明らかになった。主観的な睡眠感についても体育館の方が劣っていることが確認された。

また、夏期の睡眠実験では、冷房の有無が皮膚温や心拍数の低下度、中途覚醒に加えて、主観申告にも影響を及ぼすことが分かった。加えて研究者は、住宅の断熱気密性能の違いと送風機を用いた機械換気の運転可否の組み合わせによって、室内の温熱環境が大きく異なることを示唆している。

避難所空間の物理的環境のみならず、そこに滞在する被災者の就寝環境にまで踏み込んだ研究は他に類を見ないものであって高く評価される。今後はこの課題解決のための様々なケーススタディを実施した上で、法規制や行動変容のあり方を提示していくような試みが必要になるであろう。

バヌアツ共和国の伝統的建築であるニマラタンについて、人口、現金収入、食糧生産料、木材資源、土地等の変数を用いたシミュレーションにより、将来の持続可能性を検討した研究である。

本助成を活用して現地における詳細な調査が実施されており、住民の構成や血縁関係と住居の配置、住居の形態、建物面積、伝統建築ニマラタンの建材となるナマルとナミロのみならず研究グループが在来建築と呼ぶニマイトゥンガに用いる用材までシミュレーションのための悉皆調査をおこなっているところ、農産物や畜産物に関しても詳細な調査により数字を提示し、非常に多くの精緻なパラメーターを設定しているところは重要な成果であり、伝統建築や伝統的居住の持続性等を論じる研究に一石を投じるものと評価できる。シミュレーションの条件設定に関しても論理的である。シミュレーションの結果は、厳しいものであり、人口増による現金収入の必要性や情報流入と生活スタイルの変化により、近い将来の人口流出が必至の状況にあり、村内の共同作業などを通じて世代間に承継されてきた在来的知識や技能・技術が消失しかねない状況にあることが示されている。

建築に関しては、伝統的な建築様式が失われ、本研究でいうモダンハウスに席卷されていく状況にあるわけだが、かといって、現地の人々を文明や情報から隔絶して在来的であり続けることを強いることもできない中で、貴重な文化や技能・技術をどうやって保存するかは世界共通の課題である。本研究がチャレンジした客観的根拠に基づく将来シミュレーションとシナリオにより、現地のコミュニティが進んでいく方向と選択すべき文化や技能を見出してもらおうという試みには新たな可能性がある。

研究 No. 1918

主査 野口 修

白樺派と近代日本の住宅建築—『我孫子コロニー』の
白樺派作家に見られる住居観の影響関係—

地域に形成された歴史的環境を史料に基づき復元し、その結果を環境の保全継承につなげていこうとする研究で、研究計画時に予定されていたシンポジウムは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかったようだが、その不足を補う十分な成果を上げ所期の目的を果たしており、十分な評価に値する。

研究の対象は、千葉県我孫子市の手賀沼周辺につくられた白樺派同人の志賀直哉、武者小路実篤、柳宗悦の各住宅（あわせて「我孫子コロニー」と呼ばれた）である。最大の研究成果は、土地台帳や図面類等の歴史資料をもとに、その敷地と平面並びにその形態や立地環境の復原に取り組んでいることである。各住宅に関して記述された既往の文献等を調査し、その既述の根拠となっている史料を特定している。地道な作業であるが、歴史研究において欠かせないことであり、本研究の学術的な価値を高めている。その上で、それぞれの人物に関して、その生涯に建築した住宅の履歴についても調査研究を行っている。そうすることで、我孫子コロニーをはじめ、各人がつくった住宅について、近代住宅史上での位置付けを考察し、あわせて、各人の各時代の住宅に関する観念（住居観）についても考察している。さらに、調査研究活動の成果を、各人の住宅跡並びに「我孫子コロニー」としての環境の保全継承に役立てられるよう、街歩きツアーの開催、復元イメージ図の作成、地域計画に結び付ける提案活動等の実践的な活動にも取り組んでおり、その内容も報告されている。

以上の通り、本調査研究は、復元的考察において学術的に確かな成果を上げていることに加え、成果を実践活動にも結び付ける意欲的な取り組みであり、総合的に高く評価できる内容となっている。

研究 No. 1920

主査 前田 昌弘

コモンをもつ接地型集合住宅における共同性の回復
に関する研究—東日本大震災の災害公営住宅を主な
対象として—

東北被災3県の接地型災害公営住宅、特にハイブリッドアクセス形式を採用した住宅団地を取り上げ、被災者の孤立防止に寄与するコモン空間導入の効果を検証し、計画が機能するための条件を探ろうとした研究である。災害住宅において計画側のコモン空間導入の期待が何度も裏切られてきたことに鑑み、アクセスの向きに加えて、これまでの計画に足りなかった視点として、住民の災害従前の住宅形態、すなわち地方特有の住宅平面や、生活行動習慣に着目し、その再帰性から新たな知見を得た点が評価できる。

特に東北地方の被災者の従前住宅の多くが続き間型あるいは折衷型であったことから、日本の伝統住宅の持つ室の連続性と循環性、表と奥のヒエラルキー構造が、現代の被災者のニーズにも適応しているという事実が浮かび上がっていることは大変興味深い。そして、詳細な聞き取り調査から得られた個々の住民の生活様式から、コモン空間が機能するための空間条件を外空間とのアクセス形式と室内の空間配列の関係にも踏み込みこんで明らかにすることに成功している。家に人を招き入れずに一定の距離感を保ちつつ交流したいという被災者のニーズは、被災者に留まらない現代の普遍的傾向でもあるように感じられ、本研究が、コモン空間とプライベート空間の間のバッファゾーンがこうしたニーズに対応する鍵となることを見いだしたのは、重要である。

また社会と空間との関係において「空間とのやりとりでコミュニティが育まれる」という、本研究のオリジナルな視点をもっと押し出して、現代の共同性に対応するコモン空間のあり方を今後さらに追求していただきたい。

研究 No. 1921 主査 柳沢 究
防災建築街区の再生にみる都市空間更新の条件と可能性—中部地方における取り組みの事例を通して—

1961年施行の防災建築街区造成法によってつくられた「防災建築街区」について、富山県氷見市中央町地区・岐阜県犬山市下本町地区・静岡県富士市吉原地区・富山県小矢部市中央通地区を対象に、その現状と更新・再生の取り組みの実態を調査し、相互の比較を行い取り組みの内容や進展に影響を及ぼしている諸条件の考察を行った研究である。氷見、犬山、富士の事例は、取り組みの進展が見られる地区であり、小矢部は取り組みが見られない地区として比較対象のために取り上げられた形である。

防災建築街区事業が、少ない権利者による小規模開発が多いことと、それがかえって更新・再生をしやすくしている点が、指摘されている。あわせて、地区の立地や特性に応じて、行政のリーダーシップが異なることや、その商業ポテンシャルの違いに応じて行政の支援が必要になる場合があることが指摘されている。また、各地区に共通のこととして、更新・再生にはキーパーソンが必要なことや、不動産運営としてリノベーションによる新規業態の開業が効果を上げていることが指摘されており、主査達がこれまで進めている調査研究の延長線上にある調査研究で、着実な成果を上げているものとして評価できる。

今後の課題をあげるとすれば、防災建築街区だけでなく周辺地域との関係や、建物の法適合の問題がある。特に後者については、リノベーションによって更新・再生を行う事例においては、防災建築街区事業自体が新耐震の制度が導入以前の事業であるため、用途転用や大規模改修をとともなうことにとともない耐震補強等を含め建物を現行の建築基準法に適合させる必要性が生じてくるものと思われる。法適合による工事は、簡易なリノベーションと比較して、工事費用が増大する傾向にあるはずだが、行政の支援の下に更新・再生の事業を行うとなると、法適合は避けて通ることができない道になるに違いない。そうした課題についても、研究の視野を広げていっていただきたい。

研究 No. 1805 主査 大江 守之
障害をもつ人の地域移行と包摂的コミュニティ形成—浦河べてるの家の共同居住の過去・現在・未来—

本研究の対象である北海道浦河町「べてるの家」は、障害者福祉のあり方が当事者主権を尊重したものと移行するにあたり先行する事例であり、「先駆的モデルをはるかに超えたもの」として知られる息の長い取り組みである。生きづらさを持つ人々の生活共同体が地域に開かれていく過程を、「包摂」に着目し、内的包摂性と外的包摂性の観点から分析している。具体的には、現在のグループホームの居住者へのアンケート調査および当事者とスタッフへのインタビュー調査を実施し、40年におよぶ歩みのうち、障害者支援法のもとで地域移行が本格化した後半20年の変化を整理している。精神科を退院した人たちが共同住居に暮らすことから始まったべてるの家は、前半20年間で「外的包摂性」を最初に指向し、その過程で「内的包摂性」を得たとの見方もあるが、地域移行の進んだ後半20年においても、居住者アンケート結果から共同性、すなわち「内的包摂性」は維持されていることが確認されている。現在の居住者の実態など現状を明らかにしたことが、本研究の主な成果といえる。

他方、共同居住の空間の形態的特徴が、地域移行プロセスと何らかの関係があったと推察でき、住環境研究の視点からは関心の高いところであろう。今回の調査結果にはあまり含まれていないが、今後の研究展開として考えられる。「ケアを必要とする人たちが、〈弱い専門家〉の力を借りながら、包摂的な居住コミュニティをつくっていくことができるのではないか」という主査の〈弱い専門システム〉仮説は、対象とするべてるの家がひとつの具体的なかつ特異な事例でありながら、今日のコミュニティ一般における社会的包摂のあり方に示唆を与える普遍性をもちうる。

研究 No. 1809

主査 黒本 剛史

原発被災地域における土地利用手法の構築に向けた事例研究 —小高を基点にした、被害と復興の実態把握と検証—

本研究は、原発被災地域で、被災前と比べ、人口が減少し、高齢者率が高まる中で、空き地や未耕作地が広がり、市街地でも集落部でも以前と異なる土地利用手法が必要とされている現状を踏まえ、まちなか、集落に立地する3つの地区を例に取り上げ、レシピ、アクター、プラットフォームという概念で分析を行い、実態の把握と共にそのプロセスの分析、さらには支援体制の在り方を検討している。レシピとは、被災と復興の過程で生じた空き地や耕作放棄地など、社会的変化に伴って生じた低未利用の空間を地域特有の課題を解決するために協働的に使う、これまで当該地域では一般的ではなかった方法を指す。アクターとは、レシピを実行する上での活動の中心となる人物を指し、プラットフォームとはレシピを実行する前提条件となる、土地利用の合意形成のプロセス、人との結びつき、ライフスタイル、土地に対する価値観などの地域特性を指している。まちなかと集落に異なる傾向があること、さらに外部支援者の役割が重要になっている。特に、個別のニーズや利用だけでなく、新たなライフスタイルや土地に対する価値観の共有を図ることで、専門家の手が離れた後も空き家と付き合いけるプラットフォームを地域主体で構築しているとしている。いままで経験したことのない未曾有の事態に、今までの価値観では解決できない土地利用の問題を、実践と丁寧な分析から解明をしている。課題となる法制度や人材などの社会体制の問題点などについてより踏み込んだ言及があれば、より意義が高まる研究となったと考える。

研究 No. 1811

主査 菱山 宏輔

バリ島の伝統的緑地「テラジャカン」についての研究 —公共性と「かかわりの正当性」—

インドネシアのバリ島の伝統的集落における住居の庭先空地的な緑地である「テラジャカン」についての研究。管理責任は隣接する居住者にある一方、そこに生えている植物および空間の利用には誰でもアクセスできることに着目している。

バリの観光地区「プンリプラン」を対象に、植栽調査、植物のある風景づくりの仕掛け人へのインタビュー、および沿道世帯へのアンケート調査により、誰でもアクセス可能な「みんなのもの」の管理や利用に関する意識が読み取れる結果が得られている。テラジャカンは、食用・薬草・祭礼時の供物となる多様な植物を植える慣習が、観光化によるグレイインフラ化を一度経て観葉植物を植えてグリーンインフラ化されてきた。このプロセスを、コモンズ論における「正当性」の概念を援用して、社会生態学的なアプローチで考察している。

グリーンジェントリフィケーションの兆候を認めながらも、観光化されることをただ批判するだけでなく、慣習に根ざして所有（あるいは管理）と利用を重層させることによって市場化にさらされても、新たな「かかわりの正当性」に環境を豊かにする道を探ろうとした姿勢を評価したい。

研究対象とした清水組（現清水建設）の工事竣工報告書は、主に関東大震災から 1941 年の工事記録であったが、建物用途は工場、事務所、学校などに加え、住宅や神社などもある。住宅の多くは木造であり、大工棟梁を出自とする清水組の特徴が良く現れたものといえる。また、設計施工一貫が半数程度で、特に住宅に関しては 7 割というのも同様である。

材料や構法の分析からは、伝統構法を基盤としながらも材料調達の国際化や仕上の多様化、乾式工法やボードなどの工業材料、筋違やコンクリート基礎などの耐震要素の導入など戦前の住宅近代化の諸側面を垣間見ることができる。また、住宅と並んで考察対象となっている銀行建築においては、既に SRC 造の事例が見られること、人造石や人工スレートなどのセメント系材料が普及し始めている様子が示されている。竣工報告書と同時代の建築雑誌掲載建物との比較においては、リノリウム、人造スレート、石膏ボードなど様々な各部構法の初出時期という興味深い考察が提示されている。

取引先欄に着目した分析においては、当時の新職種分化の過程や構造ごとの職種編成の特徴、個別業者との取引傾向や協力会（兼喜会）の及ぼした影響など、当時の建築生産組織の変化、日本における専門工事会社の成立過程、日本独自の総合建設業と専門工事業の関係などを知る上での貴重な知見が示されている。

以上、本研究は、昭和戦前期の建築構法・生産の実態をうかがい知ることができる貴重な研究である。この研究により工業化建材の国産化、RC 造や SRC 造の普及過程、戦時体制への移行と建設需要や構法の変化など、産業的背景や日本の大規模建設業者の生産体制の特徴がよく整理された。資料としての価値も高い。また、世界的にみても特異な発展を遂げてきた日本の大手総合建設業の成立段階をうかがい知る上でも貴重な研究である。

考試院（コシウォン）とは、公務員試験を準備する受験生がそもそもの利用で狭小の個室群からなり劣悪な住環境が問題とされてきたが、ソウル市で現在、大学生や低所得者層に拡大しており、住まいの受け皿としての役割を担っている。

同主査による前年度の考試院についての基礎的研究を発展させたもので、対象を 6 地域に広げて調査を行い、まずにソウル市における考試院の全貌を把握している。その上で、考試院の管理者や利用者に聴き取り調査を行い、地域によって利用者属性に違いが認められることを明らかにした。利用者に考試生の多い地域では周辺他施設との連携がみられ、大学生の多い地域では大学施設が居場所として活用されているなど、考試院の外の施設をうまく活用して生活していることが見えてきた。他方、日雇い労働者の多い地域では、長期間居住する傾向があったが、周辺他施設との関係は希薄で、考試院が提供する簡単な食材ほかサービスを利用して生活している居住実態がわかった。

現在の住宅政策が、個人あるいは家族が住機能の揃った適切な住居を享受できることを基本としてきた中で、住居は最低限の寝床だが周辺に住機能を補完する施設があって豊かな住環境が担保されてきた側面が見落とされてきた。

本研究では、受験生や大学生、留学生など、日中外で過ごし寝に帰るだけの生活パターンでは、併用施設やまちにある読書室や食堂などで住機能を補完している様子がうかがえたことの意義は大きい。他方、生活保護を受けて考試院に居住する単身者は引きこもりに近い生活パターンを示しており、実際に低所得者の受け皿となっているからといって容認できる状態ではないことを突きつけている。必ずしも個人の住居内で住機能が充足していなくても、豊かな住まい方の未来を展望できる方向で、今後デザイン思考の研究が展開していくことを期待したい。

「住、育、職」一体型サポートによるシングルマザーの自立支援—シングルマザー向けシェアハウスとはどうあるべきか—

主査の加藤さんが運営するシングルマザー向けのシェアハウス「mamハウス」において、谷川さん（元入居者）、葛西さん（研究者）とともに「入居者との協働により発案するニーズを満たす仕組みづくり」に取り組んだ実践研究である。

mamハウスは、シングルマザー向けに新築された全18戸のシェアハウスで、2016年末から運用を始めた。子ども達が「家」に育まれる環境となるべく永く住めるように、「住・育・職」の一体型サポートと水回りを各戸に設けている点が特徴である。共用リビングのあるワンルームアパートに近い間取りとなっている。戸建てやマンションをリフォームしたシェアハウスが一般的ななかで、かなり恵まれたケースといえることに加えて、運営者がトラブルを解消して入居者のニーズに応えようと熱心に取り組んでいる。

そうした経験を踏まえて「一方通行で提供するサービス」に限界を感じ「入居者発案の仕組みづくり」を実現させようと取り組んだのが、本実践研究である。そのために、入居者が参加する生活向上委員会を提案し実施している。4回開催を予定していたが、コロナ禍で2回（第1回8名、第2回3名参加）にとどまったものの、入居者が課題やニーズを共有するステップになっており意義が認められる。具体的には、セキュリティや共用スペースの使い方などで課題が指摘された一方、未就学の子どもの入居している人が多いために、子どもの泣き声については「お互いさま」の感覚をもっていることが見えてきた。他方、「家」のようなコミュニティ形成を意図して設けられている共用リビングについては、女の子のほうが男の子より積極的に利用している実態、さらには全く利用しない入居者もいることなど、難しさが明らかになっている。また、コミュニティ帰属意識と共用スペースの活用状況は必ずしも関連しないという指摘も貴重だ。加えて、コロナ禍で、共用リビングの利用を休止しているが、各戸に水回りがあることでリスクを低減でき閉鎖に追い込まれずにすんでいるところは、今年度の重点テーマである「シェア」一般にかかわるポイントである。

長期入居を期待してさまざまな取り組みをしているものの、実際は入居者の入れ替わりが予想以上にはげしくシェアハウスコミュニティ形成の難しさが見えてきている。「シェアハウス自治」の理想に挑んだ本実践研究を通して、「入居者が流動的ななかでいかに入居者自治は可能なのか」という難しい課題が浮き彫りになってきたといえよう。

土地公的活用領域図の作成と私有地の公的な活用の実践—福島県国見町貝田地区を対象として—

福島県国見町貝田地区（90世帯、300人程度）において、私有地の公的な利用を促進し、住環境を改善する実践。大きく2つの実践内容となっており、第1はフィールドワークとアンケートに基づいた「土地公的活用領域図の作成」だ。フィールドワークから集落独特の公と私が入り混じった中間領域が存在することに気づき、アンケートで得られた空き地情報などを追加的にヒアリングして、「公的利用している領域」と「公的利用できそうな領域」をマッピングしている。第2は実際に私有地を公的に活用してみる実践である。公民館（秋葉神社集会所？）脇の農地でイベントを実施し、空き家となっているT邸で晩御飯つきの会を成功させている。アンケート、マッピング、未来を考えるワークショップ、実際につくれるものをつくってみる、空き家を使ってみるなど、異なる活動をセンスよく組み合わせしており、実践として効果的で類似の活動に多くのヒントを与える内容となっている。

予定より前倒しして進めていたために充実した成果をあげているが、コロナ禍で活動停止を余儀なくされている。それまでの実践経験から、物を介した間接的なコミュニケーションにコロナ禍でも継続できるまちづくりの可能性を示唆するなど有意義な考察をしている。

本実践研究は、集落のみんなが「あそこが使えるのに」とぼんやり思っている空間が活用できると、住環境が生き生きとしてくるの小さな成功事例である。私有されている空間であるために集落の人たちでは躊躇していたところ、その一歩踏み出させたのに、よそ者の学生たちの活動が貢献しており、学生の地域活動の意義を示した点にも価値がある。

「住総研 研究・実践選奨」受賞評

実践 No. 1923

主査 矢野 拓洋

土地公的活用領域図の作成と私有地の公的な活用の実践—福島県国見町貝田地区を対象として—

本実践研究は、ささやかでも「私有地を公的に活用すること」で、管理の行き届いていない土地を減らし集落の雰囲気を変えられることを、身をもって示している。空き家や空き地が増えるのは、人口が減少し、高齢化しているのだからしかたないと諦めるのはまだ早いと思ひ直させる力がある。一般に、現在の私有財産のしくみでは、土地の所有権をもってれば他者に明白な迷惑にならず法に抵触しない限り、管理が疎かでもそとと持ち続けることは問題にならない。ヘラーのいうアンチコモنزの悲劇であり、その土地を活用できないことがエリア全体としてのイメージを下げてしまう。

本実践研究では、これを「所有意識が低下している」状況ととらえ、顔の見えるコミュニティ内の信頼関係があいまって、「独特の公と私が入り混じった中間領域」として実質的に活用されているところに着目した。それらを「公的に活用している私有地」ととらえ、「公的に活用できそうな私有地」を加えてマッピングし集落の人たちと共有している。そのうち、実際に耕作放棄地と住人のいない家の2ヶ所を、公的に開く実験を行い、「一度活用すれば住民の意識が変わる」手応えを得ている。使っている事実が薄い私有地について、所有問題を顕在化せず、信頼を醸成しつつ、所有よりシェアを基盤に活用していくととらえるなら、「公-私」の構図を超えた新展開が期待できそう。以上の理由により、本論文を「研究・実践選奨」として選定した。

研究 No. 1813

松本 直之

昭和戦前期の建築構法・生産の変遷に関する産業史的研究—清水組工事竣工報告書を対象として—

本研究は、戦前の代表的な大規模建設会社である清水組〔現：清水建設株式会社〕による建設工事の内容を記した資料である『工事竣工報告書』を対象として、当時使用された構法や工事ごとの専門工事会社の編成等に関する分析、および、当時の統計資料や企業社史から示される産業的背景の考察により、昭和戦前期の建築構法・生産体制の変遷を明らかにしたものである。

分析対象となった建物は工場、事務所、学校などに加え、住宅や神社などもある。住宅の多くは木造であり、また、設計施工一貫方式が半数、特に住宅に関しては7割というのは、大工棟梁を出自とする清水組の特徴が良く現れたものであり興味深い。

材料や構法の分析からは、伝統構法を基盤としながらも材料調達国際化や仕上の多様化、乾式工法やボードなどの工業材料、筋違やコンクリート基礎などの耐震要素の導入など建築技術の近代化の諸側面を垣間見ることができる。取引先に着目した分析においては、職種編成の特徴や新しい職種の発生、協会（兼喜会）の及ぼした影響など、当時の建築生産組織のみならず専門工事業の成立過程、日本独自の総合建設業と専門工事業の関係などを知る上での貴重な知見が示された。

本研究により、工業化建材の国産化やRC造、SRC造の普及過程、戦時体制への移行と建設需要、構法の変化などが整理され、また、世界的にみても特異な発展を遂げてきた日本の総合建設業の成立段階をうかがい知る上でも貴重な知見が示された。引き続き、発注者や設計者に関する分析などがおこなわれることにより、さらなる発展が期待できる意義ある優れた内容を持つ研究として高く評価し、「研究・実践選奨」に選定した。

「住総研 研究・実践選奨 奨励賞」受賞評

研究 No. 1918 主査 野口 修
白樺派と近代日本の住宅建築—『我孫子コロニー』の
白樺派作家に見られる住居観の影響関係—

千葉県我孫子市の手賀沼周辺につくられた白樺派
同人の志賀直哉、武者小路実篤、柳宗悦の各住宅（あ
わせて「我孫子コロニー」と呼ばれた）について、そ
の建物と地域に形成された歴史的環境を歴史史料に
基づき復元し、その結果を環境の保全継承活動につな
げていこうとするものである。

最大の成果は、土地台帳や図面類等の歴史資料をも
とに、その敷地と平面並びにその形態や立地環境の復
原に取り組んでいることである。各住宅に関して記述
された既往の文献等を調査し、その既述の根拠となっ
ている史料を特定している。地道な作業であるが、歴
史研究において欠かせないことであり、本研究の学術
的な価値を高めている。その上で、それぞれの人物に
関して、その生涯に建築した住宅の履歴についても研
究を行っている。そうすることで、我孫子コロニーを
はじめ、各人がつくった住宅について、近代住宅史上
での位置付けを行い、あわせて、各人の各時代の住宅
に関する観念（住居観）についても考察している。さら
に、調査研究活動の成果を各人の住宅跡並びに「我
孫子コロニー」としての環境の保全継承に役立てられ
るよう、街歩きツアーの開催、復元イメージ図の作成、
地域計画に結び付ける提案活動等の実践的な活動に
も取り組んでいる。

以上の通り、復元的考察において学術的に確かな成
果を上げていることに加え、成果を実践活動にも結び
付ける意欲的な取り組みを行っていることを高く評価
し、本論文を「研究・実践選奨 奨励賞」として選定
した。



2019 年度 研究助成 募集要項

改訂 2018. 10. 1 2017. 10. 1 2016. 10. 1 2015. 10. 1 制定 1990. 12. 1

住総研創立 70 年記念事業の一環として、従来の研究・実践助成枠の採択数を 20 件程度から 23 件程度に有期で「拡大」します。是非ご応募ください！

住関連分野における研究の発展や研究者の育成及び支援の観点から、将来の「住生活の向上」に役立つ内容で、学術的に質が高く、社会的要請の強い又は先見性や発展性が期待できる「研究」に対して助成します。

A. 研究助成 ※注意 申請は、A. 研究助成、B. 実践助成どちらか一方の応募とし、1 グループにつき 1 件までとします。

A-1. 助成概要について

- 1.1 助成テーマ 「住生活の向上に寄与する住関連分野の研究」とし、他分野に及ぶ学術的な研究などを含み、未発表のものを助成します。助成対象は、「重点テーマに係わる研究」、「自由なテーマでの研究」のいずれでも可とします。
- 「重点テーマ」とは、その年度の住総研の活動の焦点となるもので、本年度は次のとおりです。
- 詳細については、以下 A-4. 「重点テーマ」・「要旨」・「キーワード」についてを参照してください。

〈重点テーマ〉

シェアが描く住まいの未来

〈自由テーマ〉

任意にテーマを設定

- 1.2 応募資格 1) 当該研究のためのグループ (2 名以上で構成：以下当該委員会と表記) とし、個人の所属は問いませんが、団体名及び法人名での申請は出来ません。
- 2) 英語での応募場合は、日本語サマリー (申請書/A4 版 1 枚程度) を提出してください。
- 1.3 助成件数 研究助成及び実践助成あわせて 23 件程度
(当財団創立 70 年記念拡大枠として、従来の 20 件程度から、23 件程度に有期 (2021 年度募集迄) で拡大します)
- 1.4 助成内容
- (1) 金額 1 件当たり 100 万円を上限とします。(但し、助成金額については、申請額からの減額調整を行う場合があります)
- (2) 費目 謝金/会議費/資料・印刷・複写費/交通費/出張旅費/機器・備品費・損料/雑費
- (3) 期間 2019 年 7 月～2020 年 10 月末までの 16 か月間
- (4) 提出物 中間時 (2020 年 2 月末日) : 「中間報告書 (PDF 形式)」及び「研究・活動計画書 (PDF 形式)」
完了時 (2020 年 10 月末日) : 「成果物 (研究論文・版下原稿の PDF 形式)」及び「会計報告書 (システム入力)」
- (5) 主な注意点 1) 助成応募時点では、他団体の助成を申請している場合を含め、いかなる機関に対しても未発表が条件です。なお、他団体の助成を申請しているまたは受けている場合は、研究の全体を示し、その中で他団体の助成範囲および、当財団の助成範囲及び助成金の使途を明示して申請してください。
- 2) 助成が採択され研究活動開始後、及び研究論文提出後、研究内容を他団体・機関等に発表する場合には、事前に当財団に書面 (自由書式) で申し出てください。発表にあたっては、当財団の助成による研究の範囲と当財団の助成である旨を明示していただくことが条件となります (クレジット表記)。なお、他団体からの助成金を併用している場合、他団体との関係調整は責任を持って対応願います。

- 3) 助成金は、当該委員会へ支払います。
 - 4) 当該委員会で経理を管理するか、機関に経理を委託するかは主査の判断に一任します。
但し、委託した場合の管理費を経費に計上することは出来ません。
 - 5) 提出期限から最長2年を超えて成果物が提出されない場合は、承認を得ない限り、その後提出されても受理いたしません。また、その後の助成対象から除外するとともに、助成金の全額返還等を求めます。
- 1.5 発刊・公開 提出された成果物は、選考委員会で査読し、内容を確認後、当財団発行の『住総研 研究論文集・実践研究報告集』に収録し、全国の主要研究機関にも寄贈する他、当財団HP等で公開します。
- 1.6 顕彰・発表・公開
（「研究・実践選奨」） 提出された成果物の中から、B. 実践助成と合わせて毎年2～3編程度を採択し、「住総研研究・実践奨」として表彰します。また表彰式後の記念講演会で発表していただき、当財団HPで、受賞者リストと記念講演会の動画等を公開します。
- 1.7 「選奨報奨枠」 当財団創立70年記念事業の一環として、上記（1.6）「住総研 研究・実践選奨」を受賞した論文の主査を対象に特別枠として有期で実施します。これにより、次年度の研究・実践助成採択の「優先権」が付与されます。（但し、「選奨報奨枠」は、本年度（2019年度）募集で終了予定。）
- 1.8 知的財産権等の取り扱い （※以下の内容の許諾について予め、ご了承くださいませ）
- 1) 助成を受けた成果物の著作権は、著者に帰属するものとしますが、当財団が、助成の成果を公開する為に、必要な範囲で、『住総研 研究論文集・実践研究報告集』を複製・編集出版すること。
 - 2) 助成の成果として得られた工業所有権は発明者に帰属するものとしますが、当財団に対して、無償の通常実施権について許諾すること。
 - 3) 必要に応じて当財団に提出される個人情報については、当財団が、当財団の事業等の案内及び情報提供の範囲で、使用すること。
 - 4) 当該成果物に掲載された文章・写真・図版等で引用・転載されているものがある場合は、原作者からの許諾もしくは、論文中への許諾同等の表記を行うこと。
 - 5) 当該成果物に記載された個人情報については、当該委員会の責任において対処するものとし、当該委員会は別途「助成の個人情報取扱いに関する誓約書」を当財団に提出すること。
 - 6) その他、別途「助成 実施の手引き」に基づき、遵守する事項の誓約書「助成の受給及び成果物の取扱い等に関する誓約書」を当財団に提出すること。

A-2. 選考について

- 2.1 基準 目的・課題の設定が明確で、研究として一定の水準に達することが期待され、かつ以下の一つ以上の項目に該当すると判断されるものとします。
- 1) **学術的**に質の高い研究成果
 - 2) **公益性**を有し、社会的要請が高い課題への取組み
 - 3) **先見性**に富み、将来の**発展性**が期待できる課題への取組み
 - 4) 社会的な**実用性**の向上に貢献する事が期待できる取組み
 - 5) 将来の成長が期待できる**若手研究者**による取組み
- 2.2 方法 選考委員会（研究運営委員会）で選考し、理事会・評議員会を経て、決定します。
- 2.3 選考結果 2019年6月下旬までに申請者宛にメールで通知します。

2.4 選考委員会(研究運営委員会) (2018年4月現在 / 委員五十音順)

委員長	田村 誠邦 (株式会社アークブレイン 代表取締役/明治大学 研究・知財戦略機構 特任教授)
委員	秋元 孝之 (芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授)
委員	碓田 智子 (大阪教育大学 教育学部 教育協働学科 教授)
委員	岡部 明子 (東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授)
委員	蟹澤 宏剛 (芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授)
委員	後藤 治 (工学院大学 総合研究所 教授)

A-3. 応募について ※申請方法が電子申請に変わりました

- 3.1 応募方法 **応募(電子申請) ページから、ログインIDとパスワードを登録後、申請画面に従って入力してご応募ください。** 申請書を受信後、「申請登録通知」(申請書受理通知)メールが自動送信されます。
※注意
・24時間を過ぎても「申請登録通知」メールが届かない場合は、申請書が当財団宛に受信されていませんので、以下、研究・実践助成担当宛にお問い合わせの上、必ずご確認ください。
- 3.2 応募期間 **2018年10月1日～2019年1月31日**
- 3.3 応募締切 **2019年1月31日 24:00 データ送信締切**
※注意
・締切後の受付は、いたしかねますので、早めのご応募をお願い致します。
・「電子システム」による申請受付となります。申請には、事前登録(ログインID・パスワード)が必要となります。(過去に本申請システムで使用されたものと同じ「ID」は、使用できますが、同じ「パスワード」は、使用できませんのでご注意ください。)

A-4. 「重点テーマ」・「要旨」・「キーワード」について

- 4.1 重点テーマ **シェアが描く住まいの未来**
- 4.2 要旨
ひとり暮らしより楽しそうで割安なら一石二鳥と考え、気楽に住まいをシェアする。他方、子どもが巣立って余裕ができて、専用住宅だった家の一室をギャラリーやカフェなどにして、住まいとシェアする。住み開きとも呼ばれる動きだ。あるいは、空き部屋を宿泊客に提供したりする。
日本では、プライバシーが確保されていることが当然の時代になって、人間的な居住が満たされた上での、さらに豊かな暮らしを手に入れるためにシェアが魅力的に見えるのだろうか。
住まいに限らず、情報ネットワークがインフラとなって、眠っているモノやサービスを個人間でやりくりするシェアリングエコノミーを活用すれば、人口減少社会でだぶつく空き家などの対策になると期待されている。
しかし、そもそも村落共同体ではシェアは逃れることのできない必然だった。また今日でも、地球規模に格差が拡大するなかで、世界的にみると喫緊の住宅問題は、途上国大都市のスラムにある。スラムでは、どこの家も知人や親戚と住まいをシェアしている。また、トイレやキッチン、洗濯場など住宅機能の一部を複数家族で否応なしにシェアすることを強いられている。狭い家は、商品やお惣菜をつくる仕事場でもあり、住まいとシェアしている。豊かになるにつれて、シェア社会から脱して、住機能の揃った理想の住宅を求めてきたはずだった。
シェアが進めば経済活動もその分拡大すると楽観しがちだが、シェア経済は所有を基盤とした資本主義経済と根本的に相容れず、むしろインフォーマルセクターと相性がいい。スラムに暮らす人たちは、劣悪な住環境下、当たり前空間をシェアし、シェア経済で生業を見出している。

先進国で高齢化・人口減少が問題視される一方、途上国都市で人口増加とインフォーマル居住が課題となっている現代、シェアの進展は、私たちがどんな社会に導こうとしているのか。そして、住まいはどうなっていくのだろうか。

4.3 キーワード（※参考例です。キーワードは、この限りではありません。）

- ・シェアリングエコノミー
- ・所有と利用
- ・用途の複合化
- ・空き家、空き地
- ・コミュニティ
- ・インフォーマル、フォーマル

A-5. 今後のスケジュール

	実施時期	内容
当年度	10月1日	助成 応募開始（電子申請）
	翌年1月末日	助成 応募終了
次年度	4月上旬	選考委員会による選考
	6月中旬	理事会・評議員会（採択決定）
	6月下旬	選考結果通知（申請者宛）
	7月～翌年10月末日	助成活動期間
	7月	助成金交付（第1回目）
	翌年2月末日	中間報告書提出
次々年度	5月中旬	中間報告書に対するコメントを主査へ送付
	5月	助成金交付（第2回目）
	10月末日	成果物提出
	翌年1月末～3月上旬	選考委員による成果物査読後、 成果物の修正（修正はない場合もある）
	3月末日	『住総研 研究論文集・実践研究報告集』発刊

応募・お問い合わせ

一般財団法人 住総研 研究・実践助成担当宛

2017年7月事務所移転のため、住所・電話・FAX番号が変わりました。

〒103-0027 東京都中央区区日本橋3丁目12番2号 朝日ビルディング2階

TEL 03-3275-3078 FAX 03-3275-3079

E-mail: kenkyu★jusoken.or.jp（★を@にかえてください）

※注意

E-mail の kenkyu★jusoken.or.jp（★を@にかえてください）にお問い合わせの際は、迷惑メール防止のため、必ず件名の頭に「住総研」とつけて送信してください。

応募申請書から得た貴殿の個人情報は、選考・審査及び統計資料作成、本人への連絡等の事務作業、当財団の事業等の案内及び情報提供の範囲で、使用します。

また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。



2019 年度 実践助成 募集要項

改訂 2018. 10. 1 2017. 10. 1 2016. 10. 1 2015. 10. 1 制定 1990. 12. 1

住総研創立 70 年記念事業の一環として、従来の研究・実践助成枠の採択数を 20 件程度から 23 件程度に有期で「拡大」します。是非ご応募ください！

住関連分野における研究の発展や実践者の育成および支援の観点から、将来の「住生活の向上」に役立つ内容で、学術的に質が高く、社会的要請の強い又は先見性や発展性が期待できる「実践研究活動」に対して助成します。

B. 実践助成 ※注意 申請は、A. 研究助成、B. 実践助成どちらか一方の応募とし、1 グループにつき 1 件までとします。

B-1. 助成概要について

- 1.1 助成対象 「住生活の向上に寄与する住関連分野の実践活動」とし、学術的な研究を伴う試行中または運営中の実践活動に対して助成します。
- 実践活動とは、例えば、住宅建築計画、住環境関連などの分野、およびまちづくり活動、施設等での住まい方の試み等で、以下 2.1 の基準を満たし、その実践活動が、他の類似の活動にも「応用」・「水平展開」できる活動を指します。
- なお、学術的な研究とは、方法論として体系化され整理されている活動とします。

助成対象は、「重点テーマに係わる活動」、「自由なテーマでの活動」のいずれでも可とします。「重点テーマ」とは、その年度の当財団の活動の焦点となるもので、本年度は次のとおりです。詳細については、以下 B-4. 「重点テーマ」・「要旨」・「キーワード」についてを参照してください。

<p>〈重点テーマ〉 シェアが描く住まいの未来</p>	<p>〈自由テーマ〉 任意にテーマを設定</p>
---------------------------------	------------------------------

- 1.2 応募資格 1) 当該研究のためのグループ (2 名以上で構成：以下当該委員会と表記) とし、個人の所属は問いませんが、団体名及び法人名での申請は出来ません。
2) 英語での応募場合は、日本語サマリー (申請書/A4 版 1 枚程度) を提出してください。
- 1.3 助成件数 研究助成及び実践助成あわせて 23 件程度に件数を拡大
(当財団創立 70 年記念拡大枠として、従来の 20 件程度から、23 件程度に有期 (2021 年度募集迄) で拡大します。)
- 1.4 助成内容
- (1) 金額 1 件当たり 100 万円を上限とします。(但し、助成金額については、申請額からの減額調整を行う場合があります。)
 - (2) 費目 謝金/会議費/資料・印刷・複写費/交通費/出張旅費/機器・備品費・損料/雑費
 - (3) 期間 2019 年 7 月～2020 年 10 月末までの 16 か月間
 - (4) 提出物 中間時 (2020 年 2 月末日) : 「中間報告書 (PDF 形式)」及び「計画書 (PDF 形式)」
完了時 (2020 年 10 月末日) : 「成果物 (活動報告書-版下原稿の PDF 形式)」及び「会計報告書 (システム入力)」
 - (5) 主な注意点 1) 他団体の助成を申請しているまたは、受けている場合は、実践活動の全体を示し、その中で他団体の助成範囲および、当財団の助成範囲及び助成金の使途を明示して申請してください。
2) 助成が採択され活動開始後、及び成果物 (活動報告書) の提出後、当財団の助成もしくはその一部

による活動内容を他団体・機関等に発表する場合には、事前に当財団に申し出てください。発表にあたっては、当財団の助成による活動の範囲と当財団の助成である旨を明示していただくことが条件となります（クレジット表記）。なお、他団体からの助成金を併用している場合、他団体との関係調整は責任を持って対応願います。

- 3) 助成金は、当該委員会へ支払います。
- 4) 当該委員会で経理を管理するか、機関に経理を委託するかは主査の判断に一任します。
但し、委託した場合の管理費を経費に計上することは出来ません。
- 5) 提出期限から最長2年を超えて成果物が提出されない場合は、承認を得ない限り、その後提出されても受理いたしません。また、その後の助成対象から除外するとともに、助成金の全額返還等を求めます。

- 1.5 発刊・公開 提出された成果物は、選考委員会で査読し、内容を確認後、当財団発行の『住総研 研究論文集・実践研究報告集』に収録し、全国の主要研究機関にも寄贈する他、当財団HP等で公開します。
- 1.6 顕彰・発表・公開
（「研究・実践選奨」） 提出された成果物から、A. 研究助成と合わせて毎年2~3編程度を採択し、「住総研研究・実践選奨」として表彰します。また表彰式後の記念講演会で発表していただき、当財団HPで、受賞者リストと記念講演会の動画等を公開します。
- 1.7 「選奨報奨枠」 当財団創立70年記念事業の一環として、上記(1.6)「住総研 研究・実践選奨」を受賞した論文の主査を対象に特別枠として、有期で実施します。これにより、次年度の研究・実践助成採択の「優先権」が付与されます。（但し、「選奨報奨枠」は、本年度(2019年度)募集で終了予定。）
- 1.8 知的財産権等の取り扱い （※以下の内容の許諾について予め、ご了承ください）
- 1) 助成を受けた成果物の著作権は、著者に帰属するものとしますが、当財団が助成の成果を公開する為に、必要な範囲で、『住総研 研究論文集・実践研究報告集』を複製・編集出版すること。
 - 2) 助成の成果として得られた工業所有権は発明者に帰属するものとしますが、当財団に対して、無償の通常実施権について許諾すること。
 - 3) 必要に応じて財団に提出される個人情報については、当財団が、当財団の事業等の案内及び情報提供の範囲で、使用すること。
 - 4) 当該成果物に掲載された文章・写真・図版等で引用・転載されているものがある場合は、原作者からの許諾もしくは、論文中への許諾同等の表記を行うこと。
 - 5) 当該成果物に記載された個人情報については、当該委員会の責任において対処するものとし、当該委員会は別途「助成の個人情報取扱いに関する誓約書」を当財団に提出すること。
 - 6) その他、別途「助成 実施の手引き」に基づき、遵守する事項の誓約書「助成の受給及び成果物の取扱い等に関する誓約書」を当財団に提出すること。

B-2. 選考について

- 2.1 基準 目的・課題の設定が明確で、研究として一定の水準に達することが期待され、かつ以下の一つ以上の項目に該当すると判断されるものとします。
- 1) **学術的**に質の高い研究成果
 - 2) **公益性**を有し、社会的要請が高い課題への取組み
 - 3) **先見性**に富み、将来の**発展性**が期待できる課題への取組み
 - 4) 社会的な**実用性**の向上に貢献する事が期待できる取組み
 - 5) 将来の成長が期待できる**若手研究者**による取組み
- 2.2 方法 選考委員会（研究運営委員会）で選考し、理事会・評議員会を経て、決定します。

2.3 選考結果 2019年6月下旬までに申請者宛にメールで通知します。

2.4 選考委員会(研究運営委員会) (2018年4月現在 / 委員五十音順)

委員長 田村 誠邦 (株式会社アークブレイン 代表取締役/明治大学 研究・知財戦略機構 特任教授)
委員 秋元 孝之 (芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授)
委員 碓田 智子 (大阪教育大学 教育学部 教育協働学科 教授)
委員 岡部 明子 (東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授)
委員 蟹澤 宏剛 (芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授)
委員 後藤 治 (工学院大学 総合研究所 教授)

B-3. 応募について ※申請方法が電子申請に変わりました

3.1 応募方法 **応募(電子申請) ページから、ログインIDとパスワードを登録後、申請画面に従って入力してご応募ください。** 申請書を受信後、「申請登録通知」(申請書受理通知)メールが自動送信されます。

※注意

・24時間を過ぎても「申請登録通知」メールが届かない場合は、申請書が当財団宛に受信されていませんので、以下、研究・実践助成担当宛にお問い合わせの上、必ずご確認ください。

3.2 応募期間 2018年10月1日~2019年1月31日

3.3 応募締切 2019年1月31日 24:00 データ送信締切

※注意

・締切後の受付は、いたしかねますので、早めのご応募をお願い致します。
・「電子システム」による申請受付となります。申請には、事前登録(ログインID・パスワード)が必要となります。(過去に本申請システムで使用されたものと同じ「ID」は、使用できますが、同じ「パスワード」は、使用できませんので、ご注意ください。)

B-4. 「重点テーマ」・「要旨」・「キーワード」について

4.1 重点テーマ **シェアが描く住まいの未来**

4.2 要旨

ひとり暮らしより楽しそうに割安なら一石二鳥と考え、気楽に住まいをシェアする。他方、子どもが巣立って余裕ができて、専用住宅だった家の一室をギャラリーやカフェなどにして、住まいとシェアする。住み開きとも呼ばれる動きだ。あるいは、空き部屋を宿泊客に提供したりする。

日本では、プライバシーが確保されていることが当然の時代になって、人間的な居住が満たされた上での、さらに豊かな暮らしを手に入れるためにシェアが魅力的に見えるのだろうか。

住まいに限らず、情報ネットワークがインフラとなって、眠っているモノやサービスを個人間でやりくりするシェアリングエコノミーを活用すれば、人口減少社会でだぶつく空き家などの対策になると期待されている。

しかし、そもそも村落共同体ではシェアは逃れることのできない必然だった。また今日でも、地球規模に格差が拡大するなかで、世界的にみると喫緊の住宅問題は、途上国大都市のスラムにある。スラムでは、どこの家も知人や親戚と住まいをシェアしている。また、トイレやキッチン、洗濯場など住宅機能の一部を複数家族で応なしにシェアすることを強いられている。狭い家は、商品やお惣菜をつくる仕事場でもあり、住まいとシェアしている。豊かになるにつれて、シェア社会から脱して、住機能の揃った理想の住宅を求めてきたはずだった。

シェアが進めば経済活動もその分拡大すると楽観しがちだが、シェア経済は所有を基盤とした資本主義経済と根本的に相容れず、むしろインフォーマルセクターと相性がいい。スラムに暮らす人たちは、劣悪な住環境下、当たり前空間をシェアし、シェア経済で生業を見出している。

先進国で高齢化・人口減少が問題視される一方、途上国都市で人口増加とインフォーマル居住が課題となっている現代、シェアの進展は、私たちをどんな社会に導こうとしているのか。そして、住まい

はようになっていくのだろうか。

4.3 キーワード（※参考例です。キーワードは、この限りではありません。）

- ・シェアリングエコノミー
- ・所有と利用
- ・用途の複合化
- ・空き家、空き地
- ・コミュニティ
- ・インフォーマル、フォーマル

B-5. 今後のスケジュール

	実施時期	内容
当年度	10月1日	助成 応募開始（電子申請）
	翌年1月末日	助成 応募終了
次年度	4月上旬	選考委員会による選考
	6月中旬	理事会・評議員会（採択決定）
	6月下旬	選考結果通知（申請者宛）
	7月～翌年10月末日	助成活動期間
	7月	助成金交付（第1回目）
	翌年2月末日	中間報告書提出
次々年度	5月中旬	中間報告書に対するコメントを主査へ送付
	5月	助成金交付（第2回目）
	10月末日	成果物提出
	翌年1月末～3月上旬	選考委員による成果物査読後、 成果物の修正（修正はない場合もある）
	3月末日	『住総研 研究論文集・実践研究報告集』発刊
	7月～8月（予定）	『実践研究報告集—普及版』を財団HP等で公開 ※『住総研 研究論文集・実践研究報告集』の中から、 『実践研究報告書』のみを掲載した「別冊」を概ね 3年毎に発行予定

応募・お問い合わせ

一般財団法人 住総研 研究・実践助成担当宛

2017年7月事務所移転のため、住所・電話・FAX番号が変わりました。

〒103-0027 東京都中央区区日本橋3丁目12番2号 朝日ビルディング2階

TEL 03-3275-3078 FAX 03-3275-3079

E-mail: kenkyu★jusoken.or.jp（★を@にかえてください）

※注意

E-mailのkenkyu★jusoken.or.jp（★を@にかえてください）にお問い合わせの際は、
迷惑メール防止のため、必ず件名の頭に「住総研」とつけて送信してください。

応募申請書から得た貴殿の個人情報は、選考・審査及び統計資料作成、本人への連絡等の事務作業、当財団の事業等の案内及び情報提供の範囲で、使用します。

また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

